

ISA570（継続企業）の改訂

2025年2月17日



基準改訂の背景・目的

背景

以下により、継続企業の前提に関する監査基準強化の声が高まる。

- 世界各地で生じた企業倒産及び不祥事
- 戦争やパンデミックにより生じたリスクの高まり
- グローバルにおける経済環境の不確実性の継続

主な目的

ISA 570の強化・明瞭化により、以下を行う。

- 実務、行動の一貫性を促進し、継続企業に関連した重要な虚偽表示リスクに対する監査人の有効な対応を促すこと
- 経営者による継続企業の評価に対する監査人の検討を強化すること
- 継続企業に関する監査人の責任や作業に関する透明性を必要に応じて強化すること

プロジェクトのタイムライン

2020年 9 月 ディスカッション・ペーパー公表



2022年 3 月 プロジェクト・プロポーザル承認



2023年 4 月 公開草案公表



2024年12月 最終基準承認



2025年2Q PIOBによる承認を経て、最終基準公表予定



適用日：2026年12月15日以降開始する事業年度

ISA570（改訂） 主な変更点

継続企業の評価期間

監査報告書における透明性の確保

用語の定義

リスクの識別と評価

経営者による継続企業の評価に関する監査人の検討

経営者の対応策の評価

ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

適切な規制当局への報告

継続企業の評価期間(1/2)

経営者による継続企業の評価期間（12か月）の開始日



※ 関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付

改訂理由

- 継続企業の前提に関する経営者の評価により最新の情報が含まれるようになるため、利用者にとって便益となる。
- 継続企業の評価期間に関する規定は、以下のとおり、グローバル基準や各国の基準によって様々となっており、グローバルでの実務の一貫性を強化する。

基準名又は国名	内容
国際財務報告基準 (IFRS)	<ul style="list-style-type: none">● 少なくとも報告期間の期末日から12か月は必要であるが、それに限定されない (IAS 第1号)● 2021年1月公表の教育的資料において、「12か月を超える期間を検討することは、IASB第1号の要求事項と矛盾するものではない。IAS 第1号は、最短の期間を定めており、上限を定めていない」ことを説明
国際公会計基準 (IPSAS)	<ul style="list-style-type: none">● 少なくとも財務諸表の承認日から12か月は必要であるが、それに限定されない (IPSAS 第1号)
英国	<ul style="list-style-type: none">● 少なくとも財務諸表の発行承認日から12か月は必要であるが、それに限定されない (FRS 第102号)
米国	<ul style="list-style-type: none">● 財務諸表発行日から1年 (FASB Subtopic 205-40)
オーストラリア・ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none">● 監査基準において、監査人に対し、監査報告書日から約12か月の期間の評価を要求

継続企業の評価期間(2/2)

経営者の評価期間が財務諸表の承認日から12か月に満たない場合の監査人の対応

第21項

経営者に対して、少なくとも財務諸表の承認日から12か月間に延長するよう求めなければならない。

第22項

監査人からの要請にも関わらず経営者が評価期間を延長しない場合には、経営者及びガバナンスに責任を有する者（適切な場合）と協議しなければならない。

第23項

上記の協議の結果、経営者による評価期間の延長が必要であると監査人が判断したにもかかわらず、経営者が依然として延長に応じない場合には、監査への影響を判断しなければならない。

経営者及びガバナンスに責任を有する者が、継続企業的前提に基づく財務諸表作成の適切性を裏付ける情報を提供できる例：

企業が利益基調で流動性に関する懸念が無く、かつ評価期間を超えた期間における重要な疑義を識別していない場合（A55項）

監査への影響の例（A57項）

- 重要な虚偽表示リスクの評価の修正
- 除外事項付意見の表明

監査報告書における透明性の確保(1/2)

全ての企業の監査

- 監査報告書において、継続企業の前提に関する監査人の結論に相当する記載を行う。

重要な不確実性なし(第34項(a))	重要な不確実性あり(第35項(a),(c),(d))
<p>「継続企業」区分（新設）に以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none">● 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると結論付けた旨● 入手した監査証拠に基づき、重要な不確実性が認められない旨● 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証(guarantee)するものではない旨	<p>「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none">● 財務諸表における関連する注記事項への参照● 重要な不確実性が認められる旨● 当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨● 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると結論付けた旨● 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証(guarantee)するものではない旨

※ 1：赤字が、現行規定からの追加となる内容である。

※ 2：上記の表は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であり、継続企業の前提に関連して監査意見に影響を及ぼす事項がない場合を前提としている。

監査報告書における透明性の確保(2/2)

上場企業の監査

- 全ての企業の監査で要求される記載事項に加え、以下を記載する。

重要な不確実性なし(第34項(b))	重要な不確実性あり(第35項(b))
<p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連して重要な不確実性は認められないと結論付ける際に、経営者による重要な判断が行われている場合には、全ての企業における監査の記載事項に加え、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none">● 財務諸表に関連する注記事項がある場合には、当該注記事項への参照● 経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明	<p>全ての企業の監査における記載事項に加え、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none">● 経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明

※ 1 : 赤字が、現行規定からの追加となる内容である。

※ 2 : 上記の表は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であり、継続企業の前提に関連して監査意見に影響を及ぼす事項がない場合を前提としている。

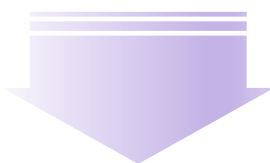
(参考) 注記の適切性の評価及び参照

- 公開草案後の審議において、以下が提案されたが、最終的に採用されなかった。

提案

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性は認められないと結論付けた場合、適用される財務報告の枠組みの要求事項にかかわらず、行われた経営者の重要な判断について、財務諸表において適切な注記が行われているかどうか評価することを求める。
2. 上場企業の監査において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性は認められないと結論付ける際に、経営者の重要な判断が行われている場合には、監査報告書の「継続企業」区分に、財務諸表における関連する注記事項への参照を必ず記載する。

財務諸表注記が求められない我が国では要求事項を満たせないおそれ



IFRSでは、該当の場合財務諸表注記が求められているが、各国における単体財務諸表又は中小企業に適用となる財務報告の枠組みでは、必ずしも求められていない

承認版

1. 「適用される財務報告の枠組みの要求事項に照らして」評価することを求める(現行どおり)。
2. 財務諸表に関連する注記事項がある場合には、当該注記事項への参照を記載する。

その他(1/2)

用語の定義・明確化

- 「（継続企業に関する）重要な不確実性」の定義の新設（第10項）

リスクの評価と識別

- ISA315（2019改訂）「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に関連付けた改訂（第11項から第15項）

経営者による継続企業の評価に関する監査人の検討

- 重要な疑義を生じさせる事象又は状況が識別されたかどうかにかかわらず、全ての状況において経営者の評価を検討するため監査手続を実施することを要求（第16項及び第17項）
- 職業的懐疑心の発揮に関連した改訂（監査証拠を偏りのない方法で入手することを要求等）（第18項、第30項）
- 経営者の評価において使用される手法、仮定及びデータの評価を要求（ISA540「会計上の見積りの監査」の概念の取入れ）（第19項）

その他(2/2)

経営者の対応策の評価

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合において、経営者の対応策に、企業のオーナー経営者を含む、第三者又は関連当事者による財務的支援が含まれている場合、当該第三者及び関連当事者の意思及び能力に関する監査証拠の入手を要求（第28項）

ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合、ガバナンスに責任を有する者に対して適時にコミュニケーションを行うことを要求。また、コミュニケーションに含めることが求められる事項を強化（第41項及び第42項）

適切な規制当局への報告

- 監査報告書において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を記載する、又は継続企業の前提に関する除外事項付意見の表明を行う場合、法令又は職業倫理規程により、適切な規制当局に対する報告が求められていないか等の判断を要求（第43項）

●● 信頼の力を未来へ

jicpa



日本公認会計士協会